下宅原里づくり計画

（下宅原公会堂）

平成17年10月

下宅原里づくり協議会

目　　次

Ⅰ　地区の現況と目標

1　地区の現況 ………………………………… 1ページ

2　地区の問題点及び課題 ………………………… 2

3　計画目標と方針 ………………………………… 2

Ⅱ　里づくり計画

1　農業振興計画

(1)　営農改善組合の拡充 ………………………… 2

(2)　米づくり対策 ………………………………… 2

(3)　貸し農園・もぎ取り野菜園の整備 ……………… 2

(4)　直売所の設置 ………………………………… 2

(5)　営農部会の設置 ……………………………… 3

2　環境整備計画

(1)　生活面 ……………………………………… 3

(2)　福祉・医療・教育文化面 ………………………… 3

3　土地利用計画

(1)　農村用途区域の指定 ………………………… 3

(2)　個別的土地利用計画 ………………………… 4

4　景観の保全及び形成に関する計画

(1)　農村景観の保全 ……………………………… 4

(2)　自然景観の保全

(3)　歴史的景観の保全 …………………………… 4

5　計画地区と市街地との交流に関する計画

(1)　沿道直売等を通じた交流計画 ………………… 4

(2)　貸農園等を通じた交流計画 …………………… 4

(3)　文化財等を拠点とした交流 …………………… 4

Ⅲ　下宅原里づくり協議会規約 ……………………… 5～6

Ⅳ　下宅原里づくり協議会役員等名簿 ………………… 7

Ⅴ　里づくり計画策定経過 …………………………… 8

【参考資料1】

下宅原の集落営農の取組み ……………………… 9～11

【参考資料2】

下宅原営農改善組合規約 ………………………… 12～13

【参考資料3】

下宅原営農改善組合管理規定 ……………………… 14～15

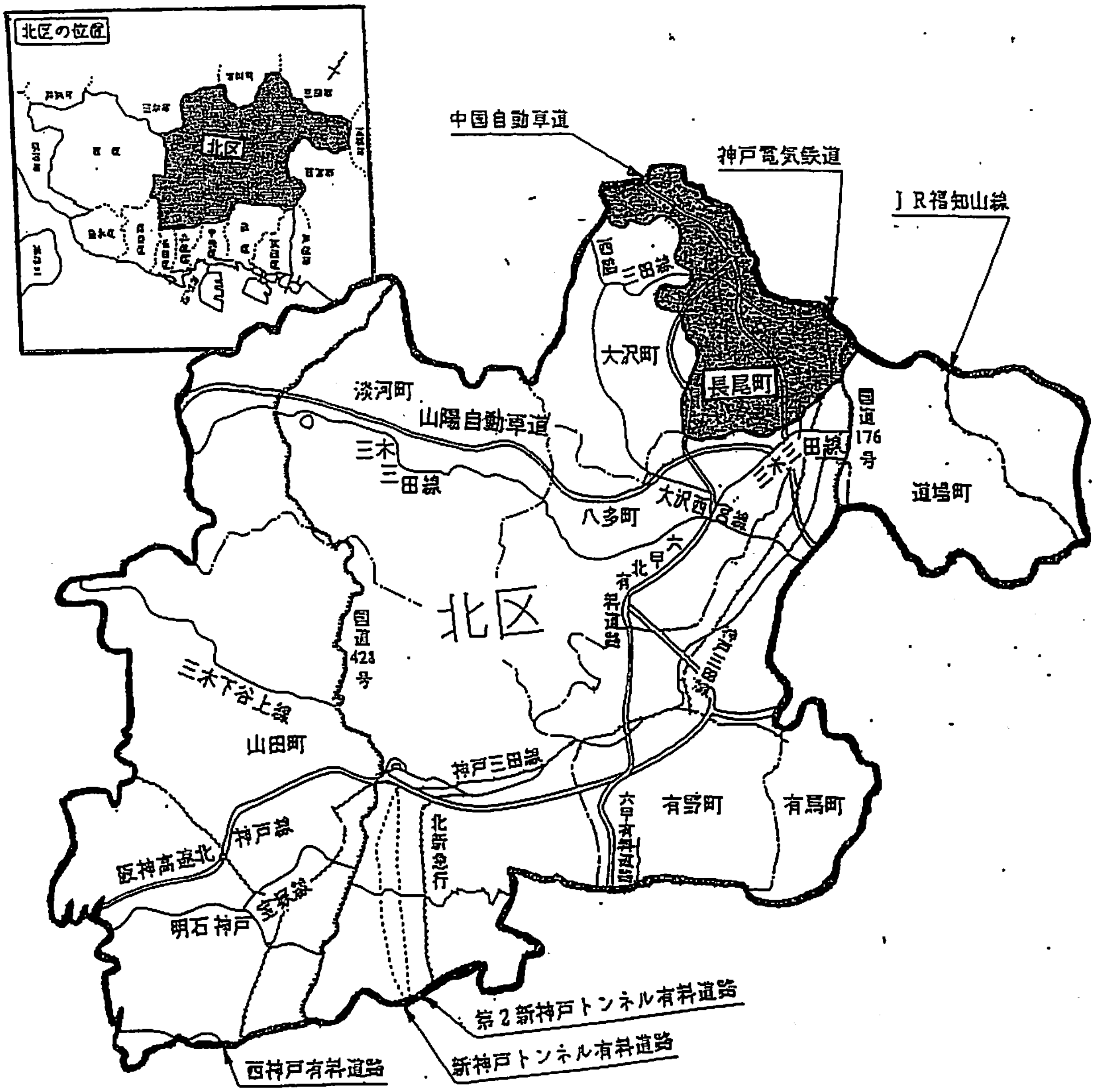
北区の位置
北区
中国自動車道
神戸電気鉄道
ＪＲ福知山線
西脇三田線
大沢町
長尾町
淡河町
山陽自動車道
国道176号
三木三田線
道場町
八多町
大沢西宮線
六甲北有料道路
国道428号
北区
三木下谷上線
山田町
神戸三田線
有野町
有馬町
阪神高速北神戸線
明石神戸宝塚線
北神急行
六甲有料道路
第２新神戸トンネル有料道路
新神戸トンネル有料道路
西神戸有料道路

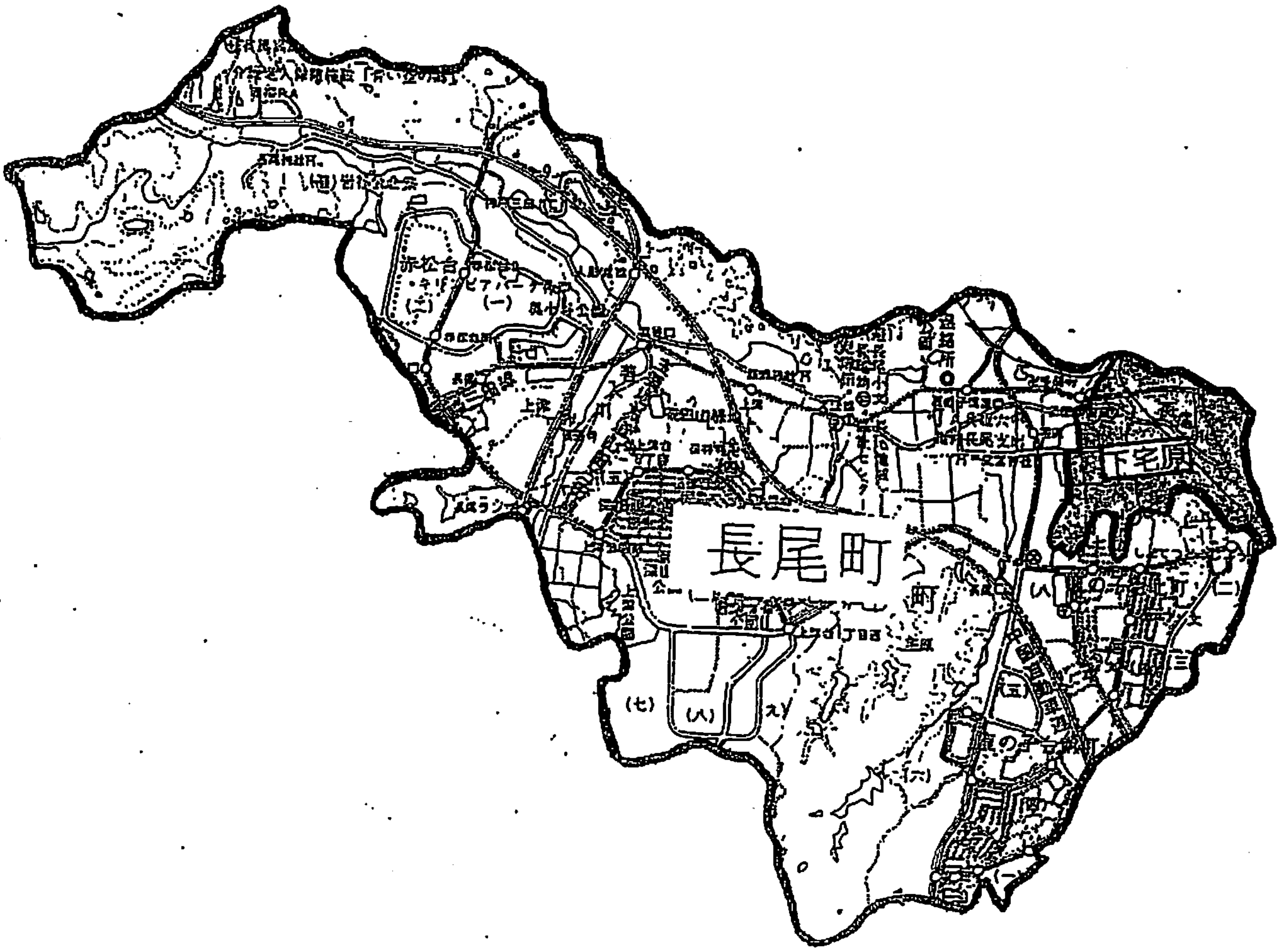
下宅原
長尾町

下宅原里づくり計画

Ⅰ　地区の現況と目標

1　地区の現況

(1) 当地区の区域は，平成１０年６月12日に設立（市認定平成10年６月26日）された別図の下宅原里づくり協議会（下宅原集落）の区域とする。

(2) 長尾町は，北区のほぼ北端に位置し，三田市及び美嚢郡吉川町に隣接する農業地帯を形成していた。近年，区画整理事業でリサーチパークとして，大規模工業団地や住宅団地を開発し，既に「赤松台」「鹿の子台」の新名称で新しい街が出来つつある。

(3) 計画地区である下宅原地区は長尾町の東端にあり，道場町に接している。集落の東部には，国道１７６号線や神戸電鉄がとおり「神鉄道場駅」も至近距離にある。

集落の総世帯数は６２戸で，うち農家世帯は２３戸である。最近は減少の傾向にある。

(4) 当地区は，全域が市街化調整区域（都市計画法），共生ゾーン区域（共生ゾーン条例）である。共生ゾーンの農村用途区域は，現況から農業保全区域及び環境保全区域に設定されている。

(5) 基盤整備事業は，昭和５０年代後期に実施され，すでに換地も終了している。集落内では，農家世帯２３戸のうち専業の１戸を除いて水稲を主体に兼業農家が営まれている。昭和６２年に営農改善組合を結成し，集落独自のとも補償によるブロックローテーションに取組み，現在も継続して集団転作に取組んでいる。平成１４年には有機農産物生産の認証を得て，有機栽培に取組んでいる。

また，作業受委託も実施しており，約２０ｈａの受託実績がある。

下宅原地区農業の概要(農業ｾﾝｻｽ等)

	専兼別農家戸数(戸)				農家人口	農業従事世帯員数(男)			農業従事世帯員数(女)			左の合計
	総農家戸数	専業農家	第１種兼業	第２種兼業		自家農業のみ	自家農業が主	自家農業が従	自家農業のみ	自家農業が主	自家農業が従	
Ｈ2	28	3	9	16	132	11	3	26	18	2	10	70
Ｈ7	27	2	5	20	121	11	7	30	21	1	9	79
H12	23	1	1	21	98	9	-	22	14		9	54

	経営耕地面積(a)				主要作物別収穫面積			家畜頭数
	田	畑	樹園地	合計	稲	野菜	花	
Ｈ2	1,732	30	30	1,792	1,322	198	-	-
Ｈ7	1,621	43	20	1,684	1,302	20	10	-
H12	1,633	38	10	1,681	1,193	18	-	-

2　地区の問題点及び課題

(1)　営農改善組合を結成し２０年を経過し，作付けローテーションや受託事業は軌道に乗っているが，今後輪作体系に応じた換金作物の取組みが必要になっている。

(2)　高齢化により，秋祭りや神楽等の保存に危機感がある。

(3)　ゴミステーションへの不法投棄が多く，既存の対策（看板）では効果がない。また，信号際でのポイ捨てが多い。

(4)　世代間（子供・高齢者）交流の機会がない。

(5)　団地への通り抜け車両が多く，交通事故が多発している。また，国道の拡幅による通過車両の増加のため，交通事故の増加が懸念される。

(6)　農村用途区域を見直して，地域に即した土地利用を考える必要がある。

(7)　非農用地として確保している更地の土地活用を検討する必要がある。

(8)　公会堂周辺部の道路移管手続を検討する必要がある。

3　計画目標と方針

当地区は市街化区域と隣接し幹線道路が通過しており，非農家が多い現状の中で，立地条件を活かした農業振興を図るとともに，生活環境の改善・整備を推進していく必要がある。

(1)　農業の担い手としての集落営農組織の充実

(2)　農産物の直売所の開設及び市民農園等の設置による活性化

(3)　農村景観を活かした風情のある生活環境の整備

(4)　宅原寺等の歴史的景観を大切にし，伝統的行事を周辺地区と連携を図りながら保全する。

Ⅱ　里づくり計画

1　農業振興計画

(1)　営農改善組合の拡充

農業従事者の高齢化により，農作業の委託希望が増加傾向にあり，営農改善組合の必要性が高まっている。このため，機械施設等の増強を行い，機動的な受託活動を展開する。

(2)　米づくり対策

農業収益を改善するために，現在に取組んでいる水稲有機栽培の手法確立と拡充を進める。また，農産物の付加価値を高めるためコメの直販体制を作って行く。

(3)　貸し農園・もぎ取り野菜園の整備

集落内のある農地の集団性を利用して，団地住民等を対象に貸農園及びもぎ取り野菜園の整備を検討していく。

(4)　直売所の設置

集落内の非農家を含めたグループ化を図り，直売野菜の作付けや直売所の設置・運営を図っていく。

(5) 営農部会の設置

地域農業を継続させるため，営農改善組合と連携した営農部会を常設し，地域農業のあり方を検証していく。

2 環境整備計画

(1) 生活面

① ゴミの不法投棄箇所周辺への花壇設置による視覚効果や，定期清掃の実施等により不法投棄の抑制策に取組む。併せて，家庭ゴミの減量化に取組む。

② 高齢者の生きがいや地域で子供を育てる観点から，公会堂や市民農園を拠点に世代間交流の機会を設けていく。

③ 秋祭り，神楽等の伝統行事を継承するためにも周辺団地住民との連携の方法を構築する。

④ 農村用途区域の土地活用を検討するために地区計画等の導入を図る。

⑤ 交通量の増加に伴い，交通事故の危険性の増大が懸念されるため，安心して学童が通学できるよう，交通安全対策について関係機関に要請するとともに，通行時間帯の制限等の実現可能なことから検討する。

(2) 福祉・医療・教育文化面

① 高齢者の生きがい対策として，ゲートボール場の充実等を含めて新たなものを作っていく。

② 不法投棄対策を含めて，家庭ゴミの分別収集を地区住民に周知徹底し，搬出等のマナー向上を図っていく。

③ 現在に実施している婦人会の道路清掃を拡大し，集落全体としてのクリーン作戦を展開するともに地区内の美化運動を進めていく。

④ 既に団地化している地域を含めて，宅原地区は数多くの埋蔵文化財があるため，集落独自にマップを作成し，共通意識を高めていく。

3 土地利用計画

(1) 農村用途区域の設定

集落環境の変化に即応するため，作業部会を設けてあり方を検討していく。

〔農業保全区域〕

ほ場整備による優良農地のまとまりを中心として，散居家屋等を含めて指定している。集落居住区域の設定に伴う所要の計画変更を行う。

〔環境保全区域〕

里山を主体として指定している。特に区域の変更は計画しない。

〔集落居住区域〕

既存の集落施設を中心とした約７ｈａを集落居住区域として設定する。

〔特定用途区域〕

当面は区域指定の計画しない。

(2) 個別的土地利用計画

① 駐車場用地（露天駐車場）

1箇所　　約2，000㎡　（別図①）

4 景観の保全及び形成に関する計画

(1) 農村景観の保全

地域内の道路，農業用水路等のクリーン作戦を展開し，地域の景観を将来とも保全に努める。

(2) 自然景観の保全

田園と里山が調和した自然景観を守り，地区住民一体となって保全していく。

(3) 歴史的景観の保全

１５７９年に現在の地に移転された宅原寺は，創建時一族の石牌・位牌・什器が保管されており，当地区の歴史を示す建造物としての維持管理に努める。

5 計画地区と市街地との交流に関する計画

(1) 沿道直売等を通じた交流計画

農産物直売所の設置を検討し，消費者との交流を図る。

(2) 貸農園等を通じた交流計画

都市住民を対象にした市民農園及びもぎ取り野菜園等の設置によって交流を図る。

(3) 文化財等を拠点とした交流

近隣の団地自治会等を含めた伝統芸能保存会を設立し，伝統行事を守るとともに，地区外からの参加者との交流を図る。

下宅原地区区域図

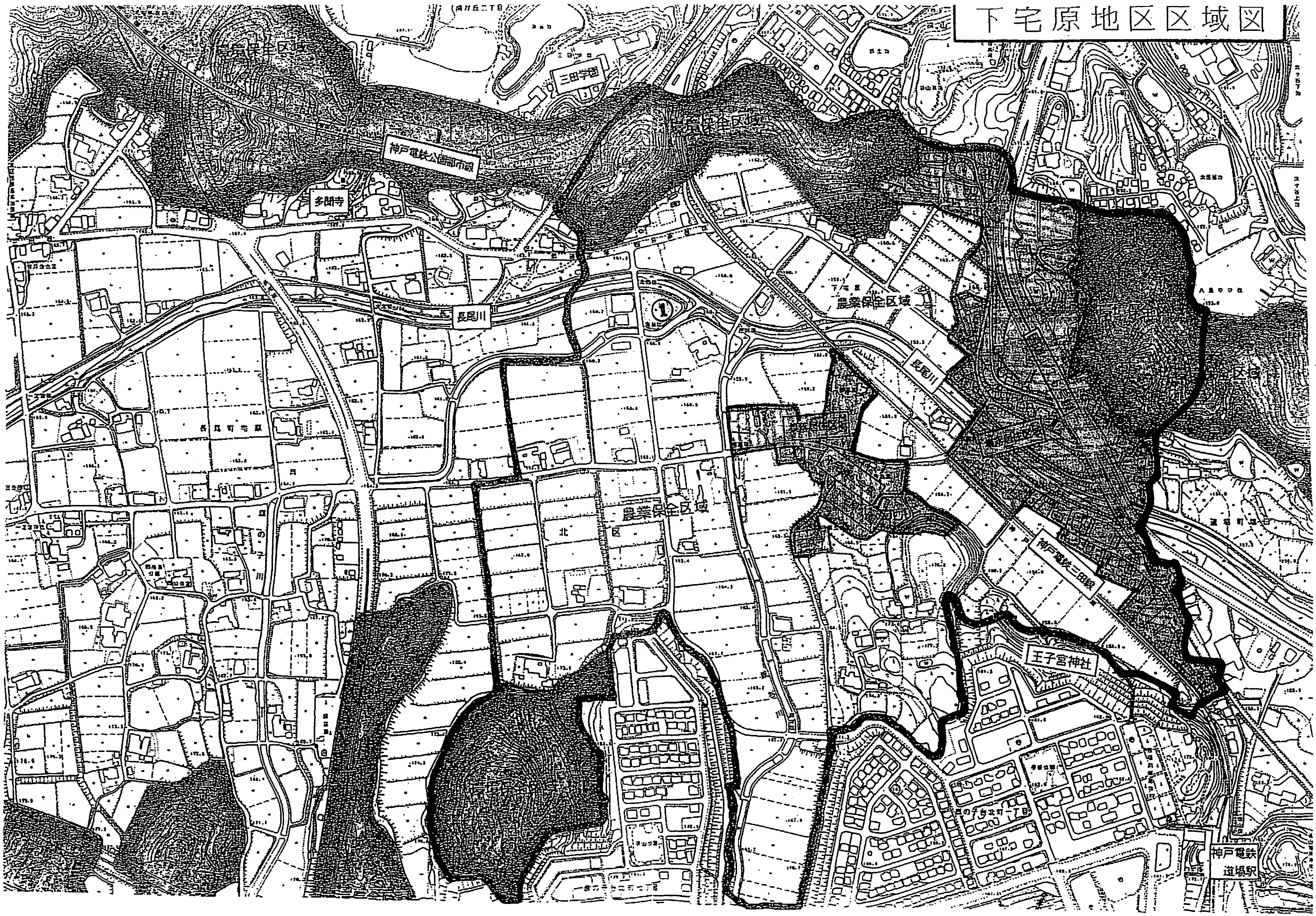

神戸電鉄公園都市線
多聞寺
三田学園
長尾川
長尾川
農業保全区域
農業保全区域
北区
神戸電鉄三田線
王子宮神社
神戸電鉄
道場駅

下宅原里づくり計画策定経過

年 月 日	実 施 内 容	参 集 者
平成16年8月5日	・ 里づくり計画策定事前調整打合わせ 里づくり計画策定の進め方について	協議会役員 2名
平成16年8月7日	・ 里づくり計画策定に向けて活動開始 里づくり計画策定の進め方について	協議会委員 32名
平成16年8月20日	・ 里づくり計画策定に向けて活動 集落の現状，課題等の作成について	協議会役員 8名
平成16年9月4日	・ 里づくり計画策定に向けて活動 集落の現状，課題等の整理について	協議会委員 31名
平成16年10月2日	・ 里づくり計画策定に向けて活動 集落の現状，課題等の整理について	協議会委員 35名
平成16年12月19日	・ 里づくり計画検討委員会 里づくり計画骨子（案）の作成について	協議会役員 8名
平成17年1月9日	・ 里づくり計画検討会 里づくり計画骨子（案）の検討について	協議会委員 37名
平成17年3月6日	・ 里づくり計画検討委員会 里づくり計画（素案）の作成について	協議会役員 8名
平成17年3月13日	・ 里づくり計画検討会 里づくり計画（素案）の内容調整について	協議会役員 3名
平成17年6月4日	・ 里づくり計画検討会 里づくり計画（素案）の検討について	協議会委員 45名
平成17年6月25日	・ 里づくり計画検討会 里づくり計画（案）の作成について	協議会委員 32名
平成17年8月6日	・ 里づくり協議会総会 里づくり計画（案）のまとめについて	協議会委員 36名
平成17年10月2日	・ 里づくり協議会総会 里づくり計画の決定・承認について	協議会委員 43名

下宅原の集落営農の取組み

1　地域の概況

① 位置

神戸市北区長尾町下宅原集落は神戸市の北東部に位置し三田市に隣接する。

大字宅原には、豊浦、有井、岡、下宅原の４集落がある。

② 地勢

下宅原集落は、南部と北部が高い地形で、中央部を北西から南東にかけて流れる武庫川水系長尾川の両側に広がっている。南側高地は住宅団地鹿の子台がある。

土質は河川沿いの地域は壌土ないし砂壌土であるが、その他の地域は壌土から埴壌土である。

③ 気象

温暖で雨が少ない瀬戸内気候に属しているが六甲山北部に位置することから日本海側の影響を受け易い。

年間降水量は１,265mm、年間平均気温は 13.7℃である。極値は最高気温 38.4℃、最低気温-9.5℃（観測地三田市）である。昼と夜、夏と冬との気温差が大きい。

④ 社会経済的特色

集落の東部を神戸電鉄三田線が通り、「神鉄道場」駅、「横山」駅に隣接する。

また、ＪＲ福知山線の「三田」駅から約３ｋｍの距離にある。

道路は、東部を国道１７６号線が南北に通過している。中国自動車道「北神三田」、「西宮北」インターへ約６ｋｍで接続するなど交通条件に恵まれている。

北側の高地は三田市の市街地となっており、南部の高地は鹿の子台団地(人口約９千人)となっている。

集落の大部分は県営ほ場整備事業により農地の基盤整備が完了している。

2　地区の農業構造及び農業生産の特徴

(1) 農家数　　単位：戸、2000年農業センサス

総農家戸数	自給的農家	販売農家
23	6	17

(2) 経営耕地面積　　単位：ｈａ　　2000年農業センサス

総面積	田	畑	樹園地
15.8	15.3	0.4	0.1

(3) 経営耕地規模別」農家数

自給的農家	~0.1ha未満	0.1～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～2.5	2.5ha～
6		4	6	3	4	0	0

(4) 栽培作物の状況　　単位：ha

水稲	野菜	ソルゴー	
11.9	0.2	5.1	

(5) 農業生産

主な農作物は水稲である。水稲作物面積 11.9ha のうち 5.2ha は酒米の「山田錦」である。

近年の基幹農業従事者の高齢化と担い手不足の対策として、あるいは農地の荒廃防止対策として「下宅原営農改善組合」を組織し共同利用機械を導入して、オペレーターによる農作業受託を実施している。

転作対応のため、集落独自の「とも補償制度」を取り入れて転作田の団地化とブロックローテーションを行っている。団地化された転作田では下宅原改善組合がソルゴーを栽培し、地力の増進に努めている。

また、水稲、野菜の有機栽培と取り組んでいる。

転作対応の一環として実施されている「観光いもほり」は小規模であるものの利用客も多く、都市住民等から好評を得ている。

3 下宅原営農改善組合の概要

(1) 活動の契機と発展の経過

昭和 59 年頃に長尾町全域で農協所有のライムソアーを利用して土壌改良資材の共同散布による土づくりを図ることになった。これに併せ、下宅原では農協から大型トラクターを借用して、ハローディスクによる水田の耕起作業を行うことになったのが発端である。

これらの活動が好評を得て、その後、昭和 62 年 4 月に下宅原営農改善組合の結成、共同利用のトラクターの導入とオペレーターによる作業受託、転作田のブロックローテーションの取組み（平成 2 年から）、稲作用機械（コンバイン、田植機、乾燥機など）の導入に発展した。

また、平成 13 年度からは水稲及び野菜の有機栽培に取り組んでおり、平成 14 年 8 月には有機農産物生産の認証を得た。

(2) 組織の体制

① 組織の機構厨

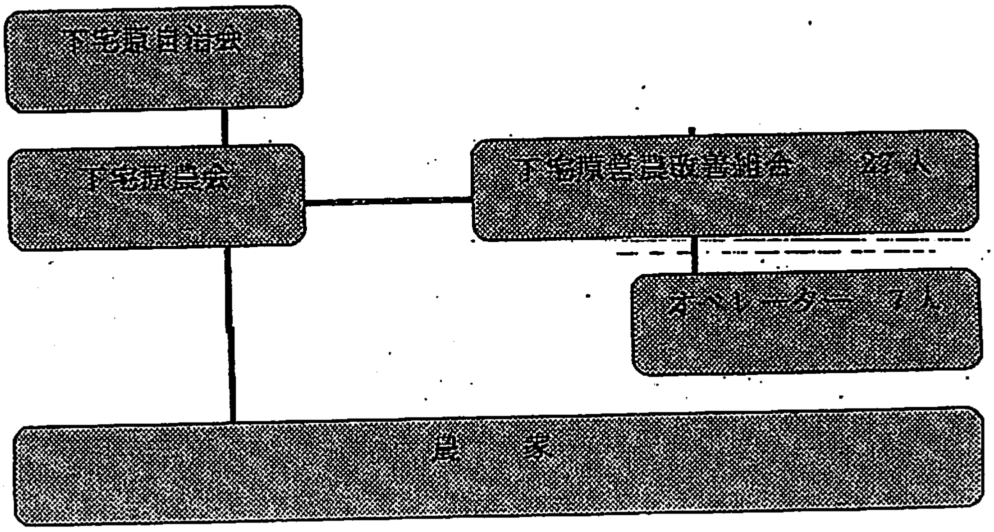

② 組織と運営の特徴

転作田の団地化、ブロックローテーションについては、農会長が中心となり集落内の話し合いで行っているが、集落独自の「とも補償制度」を創設して実施している。

とも補償については、酒米（山田錦）、うるち米の２種類の作付けをベースとして、稲作付け農家から拠出金を徴収し、転作田については一定の補償を実施している。

地区内農家の作業受受託希望を取りまとめ、農会長が中心となって作業者、作業日等の調整を行い、営農改善組合のオペレーターが作業を行っている。

転作田の地力増進作物については、営農改善組合が播種・すき込みを受託して実施している。

③ 平成13年12月現在の集落内の利用権設定面積

２５０a

④ 機械施設の装備状況

ア 農機具格納庫兼農作業庫 ７０㎡
イ トラクター ４９ｐｓ １台
ウ パワーディスク １台
エ 田植機 乗用５条植え １台
オ コンバイン ２台 ３条刈り
カ 立体乾燥庫 １５石 ２台

⑤ 平成13年度の作業受委託実績

ア 水稲作業
- 耕耘・代掻き １９．０ ha
- 田植 ４．５ ha
- 稲刈り ４．５ ha
- 乾燥・調整

イ 転作田 ソルゴー ５ ha

参考１ 集落独自のとも補償の概要

拠出 …………
- 山田錦を栽培して目標転作率分を転作しない農家から不足面積１０a当たり山田錦特上７袋の対価を拠出
- うるち米のみ栽培農家で転作不足農家不足面積１０a当たりうるち１等７袋の対価を拠出

受領（補償）……
- 山田錦の栽培農家……….同上規格６袋分の対価
- うるち米のみ栽培農家……同上規格６袋分の対価

参考２ 有機農産物栽培の取組み（平成１４年８月認証）

① 水稲 １３０a 除草は紙マルチ及び機械による
生産工程管理者 下宅原改善組合 馬場 守

② 野菜 １a ホウレンソウ、コマツナをハウスで栽培
生産工程管理者 下宅原営農改善組合 馬場 彰